

BTMU CHINA WEEKLY

EXPERT VIEW: 上海市における間接税統一プロジェクトの試行¹

国务院常务会议は2012年1月1日より上海市に所在する交通運送業及び一部のサービス業(筆者注: 不確定ながら、郵便通信事業、文化娯楽事業、建築・据付事業等が対象になると想定されています)に対する間接税改革、すなわち、営業税項目を増値税に一本化する試行実施計画を公表しました。現在、増値税率としては標準税率の17%と低税率の13%がありますが、この他に11%と6%の税率区分を新設し試行対象となる会社いずれかの税率を適用するとともに、当該会社の支払った仕入増値税は売上増値税から控除することを認めるというものです。

これまで、営業税納税対象のサービス業では物品の購入等で生じる仕入増値税を控除できないため、自社で費用を負担する処理を余儀なくされてきました。これは税の中立性の観点からは望ましいものではなく、早期の改革が専門家の間では叫ばれていました。当該改革が全国に適用されれば全ての間接税が外税となり、会社の損益に影響を与えることなく、税の経済行為に対する中立性が確保されます。

細則が公表されていないために自社が対象業種となるか、また控除できる仕入増値税に制約があるか、など不明点も多くありますが、次年度の予算編成及び販売価格設定に大きな影響を与えると思われますので、間接税統一の影響を事前にシミュレーションしておくことをお勧めします。

① 役務提供取引に与える税改革の影響

上海の物流会社が他社に運送サービスを提供する、上海の販社が他社より販売コミッションを受け取る、上海の投資会社、管理会社が他社にコンサルティング業務を提供する、などのケースが考えられるでしょう。仮に当該会社が仕入増値税を全く支払っていないとして90元の費用を負担しており、提供するサービスに対して5%の営業税が課税されているとしたら、5元の営業利益を確保するために、役務の対価を100元と設定するでしょう($100 - 90 - 5 = 5$; 営業利益率は $5/100 = 5\%$ となります)。一方、役務受領者の負担する費用は当然ながら100元であり、役務提供者より受け取る発票は、仕入税額控除ができない一般発票です。改革により間接税が外税となりますので、5元の営業利益を確保するためには、仮に当該会社の増値税率が11%とするなら、販売価格を105.45元($= (90 + 5) \times 1.11$)に設定する必要があります。表面的には総額が増加するように見えますが、役務受益者としては、増値税発票を受け取ることができ、仕入増値税額として10.45元を控除することができますので、実際のコストは95元であり、5元の仕入価格低減が見込めます。役務提供者としては、5元の利益を確保するとともに、営業利益率が $5.26\% (= 5 \div 95)$ と増加しています。この場合の税収を考えてみましょう。役務受益者が仮に従来から利益ゼロ、つまり100円で物品を販売しており、販売にかかる増値税率が17%であった場合、改革後の納税計算としては、役務受益者は消費者から17%の増値税を預かり、10.45元の仕入増値税を控除して差し引き、6.55元の税額を納税することになります。税収総額は、役務提供者の納税する10.45元と役務受益者の納税する6.55元の合計17元となります。改革前の税収は、役務提供者の支払う営業税5元と役務受益者の支払う増値税の17元を合計した22元ですので、5元の減収となっています。当該減収は、この例では、従来利益ゼロであった役務受益者が、物品の仕入コストが95に下がったことにより、5元の利益を享受することとなりました。実際には役務提供者と役務受益者の力関係によりまず、自由市場であれば小売価格の低減を通じて最終的には消費者が享受するはずですが。

物品販売業のみならず製造業を含めた増値税適用業者にサービスを提供している企業(その逆も然りです)の皆様においては、税改革後の取引価格をどの水準に設定するかにつきシミュレーションしておくことをお勧めします。

¹ 本稿の中国語版は <http://www.u-achievement.com/cn> を参照ください

このように、物品取引の中間段階でサービスが提供される場合には、同一取引における税の累積が解消されますが、サービスの提供が最終消費者向けである場合には、たとえ6%の増値税率であったとしても、消費者が最終価格の増額に甘んじて増税分を負担するか、競争の厳しい環境下にあり最終価格を増加させられない場合にはサービスの提供者が増税分を負担することになるでしょう。いずれの場合においても、ここでは増収が見込まれます。自社の置かれた市場環境と税改革後の価格転嫁の可能性についてのシミュレーションが必要です。

②税改革の経済行為に与える影響

当該改革が経済行為に与える影響も想定されます。これまでは仕入増値税として控除できないために、小規模納税者から購入してきた財・サービスを増値税専用伝票が発行できる業者からの購入に切り替えることで自社に有利に働くかもしれないからです。

小規模納税者でなくとも、上海地域外の役務提供者が増値税発票を発行できず、一般発票しか発行できない一方で、上海地域の役務提供者が増値税専用伝票を発行できるとなれば、役務受領者にとっては、専用発票を発行できる業者からの購入を優先する誘因が働くかもしれません。

改革の出発点としては致し方のない矛盾かもしれませんが、税制改革が取引先選定などの企業の意思決定に影響を与えることは最小限に止めるべきであり、政策当局も頭を悩ませていることでしょう。今後の詳細規定に注目したいと思います。

③国を跨ぐ役務提供取引に対する間接税改革の適用可能性

試行実施の対象が上海に設立登記された法人ということであれば、当該法人が日本本社に支払う技術指導費用、技術使用料などは試行改革の対象外となると思われます。当該会社は源泉徴収義務者ではあるものの、税の納税義務者は外国企業であるからです。全国適用となった場合に、外国企業の納税計算も増値税に一本化するのか、という点も今後の注目点です。ちなみに、日本の消費税法では、国外からの技術導入に伴い支払う技術使用料は、権利の貸付けの対価として支払われることから、使用する特許権等の登録機関の所在地が国外（例えば米国）であれば国外取引として不課税となり、技術指導料は、役務提供の対価として国内において技術指導が行われるのであれば課税となります。中国で、使用料の対外支払に非課税措置が採られるか、技術指導費にかかる仕入増値税が控除対象となるか、に注目していきましょう。

④税優遇措置の行方

目下、比較的多く享受されている営業税優遇は技術移転サービスの営業税免税及び地域本部の営業税還付です。「従来からの営業税優遇政策を維持する」との政策当局の表明があるものの、営業税の優遇の多くは地方政府の裁量範囲内で行われている（営業税は地方税収の主たる税目です）ことから、増値税への一本化の後にも優遇措置が継続されるかについては大いに疑問が残るところです。政策の継続は間接税の中央と地方との配分割合及びその方法の決定次第といえるでしょう。

上海衆逸企業管理諮詢有限公司
(上海ユナイテッド アチーブメント コンサルティング)
執行董事 鈴木康伸(公認会計士)

CHINA WEEKLY

WEEKLY DIGEST

【経済】

◆1-10月財政収入 9兆852億円 2010年通年実績を上回る

財政部の9日の発表によると、全国における1-10月の財政収入は前年同期比28.1%増の9兆852億円であった。1-10月の累計で2010年通年実績の8兆3,102億円を上回り、過去最高となった。1-10月のうち、中央財政収入は4兆6,638億円(前年同期比+24.8%)、地方財政収入は4兆4,213億円(同+31.8%)となった。10月単月では、前年同月比+16.9%の9,188億円で、うち、中央が4,701億円(同+13.8%)、地方が4,488億円(同+20.4%)となった。項目別にみると、国内増徴税、国内消費税、営業税、企業所得税がそれぞれ前年同月比+7.6%、同+10.2%、同+20.2%、同+30.8%と堅調な伸びを示した。一方、個人所得税は9月から実施された課税最低額の引き上げ政策により、前年同月比▲3.1%、前月比▲22%の減収となった。今年の財政収入の伸び率をみると、8月は+25%、9月は+17.3%、10月は+16.9%と徐々に縮小している。同部は、10月の伸び率縮小の原因は主に経済成長の鈍化、個人所得税の改革、不動産成約件数の減少に伴う関連税収入の減少等によるものとし、今年残り2ヶ月の伸びも縮小すると予測している。

【産業】

◆商務部 サービス業における対中直接投資の諸問題

商務部研究院多国籍企業研究センターの何曼青主任は、8日に開かれた「2011 中国都市サービス業投資商談会」に出席し、外資によるサービス業向けの対中直接投資が加速し、サービス業が外資導入の新たな焦点となっているものの、いくつかの問題を抱えているとコメントした。問題とは主に、①外資によるサービス業向けの投資規模と割合が小さい、②不動産業を除き、外資企業1社あたりの投資規模が小さい、③投資先の業種が限定的である、④東部の沿海地域に偏っている、等であるという。同氏はさらに、中国のサービス業は対外開放の初期段階にあり、サービス業向けの対中直接投資は今後さらに発展するだろうとしている。

【金融・為替】

◆人民元通貨オプション取引 更なる緩和

国家外貨管理局は8日付の通知で、銀行の対顧客取引における人民元通貨オプション(将来の特定の期日に契約したレートで人民元を取引する権利を売買するもの)に関して、取扱商品の制限を更に緩和することを明らかにした。人民元通貨オプション取引は、今年4月より顧客サイドの買い取引に限り解禁されたが、今回の通知により、通貨種類、契約期間、契約元本が同一の人民元通貨オプションについて、買いと売りを同時に行う複合金融商品の取扱いが可能になった。企業の為替ヘッジ手段の多様化、ヘッジコストの削減を図るものとしている。なお、実需原則は引き続き義務付けられ、実施日は2011年12月1日とする。

◆10月の人民元新規貸出額 5,868億元 前年同月比175億元増

人民銀行が11日に発表した10月の金融統計によると、10月の人民元新規貸出額は5,868億元と、前年同月比175億元増加、前月比1,168億元増加した。外貨新規貸出額は65億米ドルとなった。10月末の人民元預金残高は前年同月比+13.6%の79兆2,100億元、マネーサプライ(M2)は前年同月比+12.9%の81兆6,800億元となった。

人民元の動き

日付	USD				JPY (100JPY)		HKD	EUR	金利 (1wk)	上海A株 指数
	Open	Range	Close	前日比	Close	前日比				
2011.11.07	6.3440	6.3422~6.3519	6.3510	0.0118	8.1195	-0.0059	0.81680	0.0003	8.7122	3.5700
2011.11.08	6.3517	6.3447~6.3520	6.3462	-0.0048	8.1374	0.0179	0.81670	-0.0001	8.7353	2628.84
2011.11.09	6.3408	6.3365~6.3462	6.3402	-0.0060	8.1721	0.0347	0.81609	-0.0006	8.7394	2622.63
2011.11.10	6.3570	6.3445~6.3601	6.3459	0.0057	8.1754	0.0033	0.81603	-0.0001	8.5973	2644.67
2011.11.11	6.3420	6.3395~6.3470	6.3424	-0.0035	8.1951	0.0197	0.81536	-0.0007	8.6676	2597.12
									3.5000	2598.70

RMB レビュー&アウトルック

先週の人民元相場は6.3440で寄り付いた。ユーロ圏政府債務問題に起因する市場の混乱が深まるなか、人民元は6.34台後半を中心にもみ合い推移が続いたが、イタリア首相の辞意表明をきっかけに市場のリスク許容度がやや回復すると、前週4日に付けた過去最高値を更新する6.3365まで上昇した後、イタリア国債の下落を嫌気して週間安値となる6.3601をつけるなど、乱高下の展開となった。9日に発表された10月の消費者物価指数上昇率は3ヶ月連続で鈍化し、インフレ圧力が抑制されていることが示された。輸出の伸びが8ヶ月ぶり低水準に留まるなど中国経済の鈍化も鮮明となっている。インフレ圧力の緩和が予想されるなか人民元の上昇ペースは緩やかになると予想する。(11月14日作成)

(市場営業部 為替営業推進グループ グローバル営業ライン)